

# 総務文教常任委員会報告

令和3年9月17日



ただ今から、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和3年9月8日午前10時00分から美浜町議会全員協議会室で、議長及び委員7名の出席のもとに本委員会を開催し、9月1日に本委員会に付託されました議案3件と陳情1件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、総務課長、税務課長、住民環境課長、教育委員会事務局長の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る9月1日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

#### (1) 議案第73号 美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：個人町民税の非課税の範囲等の見直しで、個人町民税の均等割りの税率軽減及び所得割の非課税限度等について、その基準判定に用いる扶養家族の範囲を年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定するということが書かれているが、内容は詳しくなっただけで前の条例の定義と同じではないのか。

回答：控除対象扶養親族の定義が所得税法の改正により変わった。例えば外国から移住された方などが国外の親族を扶養していると確定申告、年末調整の申告手続を行うと国外居住者の所得等は未確認のまま控除することができたが、所得税法の中で国外居住者については、30歳以上70歳未満の者を原則除くと規定された。

質疑：セルフメディケーション税制（特定医薬品等購入額の所得控除制度）の見直しで、適用期限を5年延長して令和9年までにするとあるが、特定一般医薬品等の購入にあたり、医療控除が受けられる薬品は購入できるスイッチOTC医薬品に転用された医薬品のことであり、それは購入する際に識別できるようになっているのか。

回答：ドラッグストアで購入すると、識別するためにレシートに星印などで表記されている。現在、厚生労働省のホームページで対象の薬品が紹介され約2,480種の薬が示されている。このセルフメディケーションの控除と医療費控除と比較して頂いて、どちらかを受けて頂くということになる。

質疑：固定資産税関係で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者を支援するための特例措置に係る先端設備等導入制度関係規定が生産性向上特別措置法から中小企業等経営強化法に移管されたことなどによる見直しを行うということで、町では、中小企業等経営強化法の引用を加えるだけのことか。

回答：そのとおりで、今までの法令が今年6月に廃止となったので、移管先の中小企業等経営強化法の方で対応させて頂くことになる。

## (2) 議案第74号 美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：条例要綱の部分に書かれてある個人番号カードというのは、マイナンバーカードのことか。

回答：そのとおりで、マイナンバーカードのことである。

質疑：法律の中で、地方公共団体情報システム機構という法人が、再発行などの手数料を徴収するようになり、町が根拠とする手数料徴収に関する条例の部分が不要となったので、不要な部分を削除するということか。

回答：これからは、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が再発行等の手数料を徴収するように法律で明確化されたため、手数料条例を削除させて頂く。

質疑：個人番号カードの有効期限は5年となっているが更新の際にはこの手数料は要るのか。

回答：更新の場合の手数料はかからない。

## (3) 議案第75号 美浜町体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

質疑：建物は解体せずに物置、倉庫として残す説明があつたが、設置及び管理に関する条例を廃止したら、管理責任の所在はどうなるのか。

回答：町の教育委員会が所管し、倉庫として管理していく。

質疑：この体育センターを利用する団体が幾つかあり、これらの団体には、教育委員会の方から、こういう理由で使えなくなると丁寧に説明を行ったのか。

回答：使用していた3団体については、担当から連絡させていただき、1団体については代替場所が決まったが、2団体は今後の話合いで詰めることになる。

質疑：中学校の施設が空いているという話もあるが、そこを利用できないものか。

回答：学校の施設利用は、校長の判断等も必要となるので、今後は学校も含めて団体長に説明をさせて頂く。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします、

(1) 議案第73号 美浜町税条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

(2) 議案第74号 美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

(3) 議案第75号 美浜町体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

続いて、陳情について協議を行いました。

陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について  
議会事務局長から陳情の説明を受けた後、審査に入りました。

意見：陳情の内容は、地方自治体の財政確保を国に対してもっと手厚くする要請であるので、提出するべきである。

意見：「市町村合併の算定特例の終了への対応」とあるが、美浜町は未合併の為対象外である。この部分は削除すれば、全体的に提出することに賛成である。

以上の審査を終え、委員会採決を行った結果、陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択については、全員賛成をもって採択することに決しました。この陳情第1号は、議会最終日の本会議において採択された場合は、委員長を提出者として発委することに決しました。

なお、意見書の提出にあっては、「市町村合併の算定特例の終了への対応」という字句を削除することとしました。

上記のとおり協議を終了し、午前10時50分本委員会を閉会いたしました。  
以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。